



1 農薬の適正使用

年初めが暖冬だったこともあり、**害虫の発生が大変多い**です。
引き続き、**暖冬傾向と気象台が発表**しています。**10月いっぱいまで7~10日おきに害虫防除を実施**するようにしましょう。

しかし、このようなときほど農薬の誤使用が発生しやすいものです。今一度、農薬についておさらいしましょう。



ヨトウムシ



アオムシ

罰則対象の基準

適用作物、使用量、希釈倍率、使用時期、総使用回数

※ これらは農薬のラベルに記載してあるので、必ず確認すること



液剤

農林水産省登録 第.....号

表示の例:

作物名	適用害虫名	希釈倍率	使用時期	本剤及び〇〇〔成分名〕を含む総使用回数	使用方法
トマト	アブラムシ類	1000~2000倍	収穫7日前まで	3回以内	散布
...



粉剤

◎有効期限が切れている剤は原則使用しない。

登録失効、防除効果が劣るなどの危険があります。

2 適用作物を間違えやすい品目

品目名	適用作物名	品目名	適用作物名
芽キャベツ	野菜類、メキャベツ ※キャベツは不可	二十日大根	野菜類、はつかだいこん ※だいこんは不可
金糸瓜	野菜類、かぼちゃ	さやいんげん	野菜類、豆類(未成熟)、さやいんげん
甘長とうがらし	野菜類、とうがらし類、甘長とうがらし	きぬさや	野菜類、豆類(未成熟)、さやえんどう
トレビス	野菜類、トレビス	ミニトマト	野菜類、ミニトマト ※トマトは不可
いもづる (さつまいもの茎葉)	野菜類、かんしょ(茎葉) ※いも類、かんしょは不可	葉にんじん	野菜類、せり科葉菜類、にんじん(葉) ※にんじんは不可
コールラビ	野菜類、コールラビ	だいこん菜	野菜類、だいこん(ただし、粒剤不可)
コリンキー	野菜類、かぼちゃ(ただし、未成熟で収穫するため収穫前日数に要注意)	カリフラワー	野菜類、カリフラワー ※ブロッコリーは不可
ズッキーニ(花)	野菜類、ズッキーニ(花)	スイスチャード	野菜類、ふだんそう
ズッキーニ	野菜類、ズッキーニ		

少しでも「わからない」と思ったら、
JAなど「わかる人」に確認する！



◎お問い合わせはお近くの農協まで◎

JAおおぞら本店	52-3813	JA内浦町	72-2678	JAすずし中央支店	82-6400
// 輪島支店	23-1220	JAすずし営農経済センター	82-7505	// 宝立支店	84-1311
// 穴水支店	52-1172	// 西海支店	87-2014		
// 門前支店	42-0514	// 日置支店	86-2211	奥能登農林総合事務所	26-2323
// 能都支店	62-2130	// 三崎支店	88-2041	珠洲農林事務所	82-3113
// 柳田支店	76-1236	// 正院支店	82-0409		
// 町野支店	32-1107				